

科目名	統治機構	科目分類	■専門科目群（第1グループ） □総合科目群（第2グループ）
			法律学科 □必修 ■選択
			学科 □必修 □選択
英文表記	Frame of Government	開講年次	■1年 □2年 □3年 □4年
ふりがな	わたなべ たけし	開講期間	■前期 □後期 □通年 □集中
担当者名	渡部 毅	修得単位	4 単位
授業のテーマ	日本国憲法が定めるわが国の統治構造の概要（政治のしくみ）について理解する。		
授業概要	国会、内閣、裁判所を中核とするわが国の統治のしくみについて解説をします。統治機構は、公権力の濫用から国民の自由を守るためのシステムと位置づけられます。憲法が定めている統治機構と人権保障の相互関係は、統治機構と人権保障が「手段」と「目的」の関係になっているのだということを理解していただけるよう説明していきます。		
到達目標	日本国憲法が定める日本の統治構造の基本的な枠組みを理解し、説明できる。		
授業時間外の学習	教科書を繰り返し読む。わからないところは図書館で調べる。新聞の政治面を継続的に読む。こうした地道な努力をすることで、より理解を深めることができます。		
履修条件	「憲法入門」（必修）のほか、「人権」（後期開講予定）もあわせて履修してください。		
授業計画			
第1回	はじめに 統治機構で学ぶ内容	第17回	司法権の概念・範囲
第2回	明治憲法の特徴	第18回	司法権の限界
第3回	日本国憲法の制定	第19回	裁判所の組織と権能
第4回	国民主権	第20回	司法権の独立
第5回	天皇制	第21回	財政民主主義
第6回	権力分立の原理	第22回	予算の法的性格
第7回	国会の地位	第23回	地方自治の意義・本旨・地不公共団体
第8回	国会の組織と活動（1）二院制 衆議院の優越	第24回	条例制定権の限界
第9回	国会の組織と活動（2）国会議員の地位 会期	第25回	憲法の保障
第10回	国会と議院の権能（1）立法権 その他の権能	第26回	違憲審査制
第11回	国会と議院の権能（2）議院の自律権 国政調査権	第27回	違憲判断の方法
第12回	行政権と内閣 行政の概念 独立行政委員会	第28回	憲法改正の手續と限界
第13回	内閣の組織と権能（1）内閣の構成員	第29回	平和主義（1）戦力の不保持 交戦権の否認
第14回	内閣の組織と権能（2）内閣の権能	第30回	平和主義（2）自衛権 憲法9条の政府解釈
第15回	議院内閣制	第31回	まとめ
第16回	中間試験	第32回	期末試験
テキスト	芦部信喜・高橋和之補訂『憲法』（第6版）（岩波書店・2015年）。		
参考文献・資料	六法は必携。憲法判例百選Ⅰ・Ⅱ（第6版）（有斐閣・2013年）。適宜、資料を配布します。		
成績評価の方法	試験の成績（90%）、受講態度（10%）。理由の如何を問わず、全講義の3分の1（10回）以上を欠席した場合は、履修とはなりません（ノースリア大学学則14条）。		
成績評価基準	【平成27年度（2015）以前に入学した学生】 優（100～80点）、良（79～70点）、可（69～60点）、不可（59点以下） 【平成28年度（2016）以降入学した学生】 秀（100～90点）、優（89～80点）、良（79～70点）、可（69～60点）、不可（59点以下） ※出席回数が規定に満たない場合、試験を受けることができません。		
オフィスアワー	水曜日9時～10時。金曜日13時～14時。		

学生への メッセージ	統治機構の学習は、条文を踏まえつつ、どのような制度になっているのかについて理解することが重要になります。煩を厭わずに、条文を参照しましょう。
---------------	--